

福岡県公報

平成三十年四月六日
第三千九百八十一号
増刊
①

目次

告示

○と畜場内で解体された獣畜が検査に合格したとき検印において表示する事項の一部改正

(生活衛生課)……………一

選挙管理委員会

○政治団体の設立届

(市町村支援課)……………一

○政治団体の届出事項の異動届

(市町村支援課)……………二

○政治団体の解散届

(市町村支援課)……………三

○資金管理団体の指定届

(市町村支援課)……………三

○資金管理団体の届出事項の異動届

(市町村支援課)……………三

○資金管理団体の指定取消届

(市町村支援課)……………四

再掲

○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

(市町村支援課)……………四

告示

福岡県告示第三百九十一号

と畜場内で解体された獣畜が検査に合格したとき検印において表示する事項(昭和四十三年一月福岡県告示第六十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月六日

福岡県知事 小川 洋

本文中「第六条」を「第九条」に改める。
表中

七の項から十の項までを削る。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地(第一号)	公職の種類	村等の区域	届出年月日
立憲民主党	山本 剛正	山本 正美	福岡県福岡市東区馬出	衆議院議員	一以上の市町村	〇 三〇、一、二三
福岡県第一区総支部			四一〇一			七

(ロ) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
太田はるゆき後援会	太田 晴之	広瀬 睦子	福岡県糟屋郡宇美町神武原三一	三〇、一、三〇

一八一

2	筑豊畜産株式会社直方ミートセンター	を
2	削除	に改め、

おだ忍後援会 小田 忍 大塚 軍治 福岡県嘉麻市上山田二二六一 三〇、一、二九
 二二
 柿野よしなおとたけ 岩田 定實 中村 美幸 福岡県京都郡みやこ町勝山宮原 三〇、一、九
 のこクラブ 九五

佐藤ひろのぶ後援会 佐藤 裕宣 佐藤 久美 福岡県うきは市吉井町若宮二二 三〇、一、二二
 九一二

寶部勝後援会 寶部 勝 寶部 文香 福岡県宮若市脇田二二〇四 三〇、一、三二

西田けんじ後援会 金田 博和 植村 敏満 福岡県行橋市大橋三二五―八 三〇、一、一〇

平野たつひこ後援会 平野 龍彦 平野 龍彦 福岡県糟屋郡宇美町大字炭焼一 三〇、一、九
 四六五―五

福岡県臨床工学技士 有田誠一郎 小峠 博揮 福岡県飯塚市芳雄町三二八三 三〇、一、四
 連盟 麻生飯塚病院内臨床工学部

藤木やすし後援会 藤木 泰 藤木智恵美 福岡県糟屋郡宇美町障子岳六一 三〇、一、九
 二二八八―六

福岡県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党	谷 弥壽彦	代表者の氏名	谷 弥壽彦	嶺 隼登	二九、五、一六
福岡県石油販売業支部					

福岡維新の会	井上 英孝	主たる事務所	福岡県福岡市西区 福岡県糟屋郡篠栗 二九、一二、二六	の所在地	福岡県糟屋郡篠栗 二九、一二、二六
--------	-------	--------	----------------------------	------	-------------------

代表者の氏名	井上 英孝	河野 正美
会計責任者の氏名	天野 浩	沼田 悟

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

井上誠二後援会	井上 誠二	政治団体の名称	井上誠二後援会	井上誠二後援会（誠友クラブ）	三〇、一、二二
---------	-------	---------	---------	----------------	---------

江頭祥一後援会	馬郡 良英	政治団体の名称	江頭祥一後援会	吉原太郎後援会	三〇、一、三二
---------	-------	---------	---------	---------	---------

大川三瀧医師連盟	酒井 良	主たる事務所	福岡県大川市大字郷原四八二―二四	福岡県大川市大字幡保二九九	二九、三、二一
----------	------	--------	------------------	---------------	---------

緒方林太郎後援会	緒方林太郎	主たる事務所	福岡県北九州市八幡西区鷹の巣一―七―七 鷹の巣ビル五F	福岡県北九州市八幡西区藤田一―六―二一	三〇、一、一七
----------	-------	--------	-----------------------------	---------------------	---------

おなが町づくり研究会（柴田昭徳後援会）	柴田 昭徳	主たる事務所	福岡県遠賀郡遠賀町松の本五一―一〇―一二	福岡県遠賀郡遠賀町松の本四丁目一番二二号	二九、六、一
---------------------	-------	--------	----------------------	----------------------	--------

本原ただし後援会	神武 照	代表者の氏名	神武 照	木原 忠	二九、一二、一五
----------	------	--------	------	------	----------

全国石油政治連盟福岡県支部連合会	谷 弥壽彦	代表者の氏名	谷 弥壽彦	嶺 隼登	二九、五、一六
------------------	-------	--------	-------	------	---------

福岡県石油販売業支部					
------------	--	--	--	--	--

福岡県糟屋郡宇美町貴船一―六	美町貴船一―六	主たる事務所	福岡県糟屋郡宇美町貴船一―六	福岡県糟屋郡宇美町原田三―二〇七―四〇	三〇、一、一六
----------------	---------	--------	----------------	---------------------	---------

福岡県糟屋郡宇美町原田三―二〇七―四〇					
---------------------	--	--	--	--	--

福岡県糟屋郡宇美町原田三―二〇七―四〇					
---------------------	--	--	--	--	--

福岡県糟屋郡宇美町原田三―二〇七―四〇					
---------------------	--	--	--	--	--

全国旅館政治 井上 善弘 主たる事務所 福岡県福岡市中 二九、一一、一
連盟福岡県支 所在地 中央区渡辺通五― 中央区渡辺通五―
部 一三一―二セン 一三一―二セン
トラルビル二〇 トラルビル二〇

太宰府を日本 楠田 大蔵 政治団体の名 太宰府を日本を 三〇、一、一八
を代表する都 称 代表する都にす 宰府を日本を代
にする会 表する都にする 表する都にする 会

田原しげみ後 田原 重美 会計責任者の 田原 美和 渡部 美和 二九、三、三二
援会 氏名

福岡県土地改 野田 昭幸 代表者の氏名 野田 昭幸 野瀬 清 二九、七、二八
良政治連盟

宮原由光後援 栗野 良一 代表者の氏名 栗野 良一 松岡 忠夫 三〇、一、九
会

福岡県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部賢一後援会	阿部 賢一	二九、九、二九
井生政治研究会	井生 猛志	二九、一一、二五
九州亀井静香後援会	日吉 政和	二九、一一、三二
子や孫の世代につけを残さない市政をつくる会	脇 義重	二九、一一、二〇
竹下しづお後援会	竹下司津男	二九、一一、三二

忠医会 江頭 啓介 二九、一一、三一

中村征一君を応援する会 篠崎 敏治 二九、一一、三

中村勇希後援会 中村 勇希 三〇、一、二五

古川忠応援助 大浦 芳博 二九、一一、三一

福岡県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金
管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を
次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
太田 晴之	宇美町議会 議員	太田はるゆき後 援会	福岡県糟屋郡宇美町神武原三―一八	三〇、一、三〇

名

太田 晴之 宇美町議会 議員 太田はるゆき後 援会 一―

福岡県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ
る資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新旧	異動年月日
			新	

緒方林太郎 緒方林太郎後援 主たる事務所 福岡県北九州市 三〇、一、一七
の所在地 八幡西区鷹の巣 八幡西区藤田一
一〇一七 鷹 一六二二
の巣ビル五F

柴田 昭徳 おんが町づくり 主たる事務所 福岡県遠賀郡遠 二九、六、一
研究会(柴田昭 賀町松の本五 賀町松の本四丁
徳後援会) 一〇一〇二 目一番二二号

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金
管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき
、次のとおり公表する。

平成三十年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日

阿部 賢一 阿部賢一後援会 二九、九、二九

木原 忠 木原ただし後援会 二九、一一、一五

竹下司津男 竹下しづお後援会 二九、一一、三一

中村 勇希 中村勇希後援会 三〇、一、二五

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用
する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第三号

本 庁
出 先 機 関
教 育 庁

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次の
ように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する

訓令

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年八月福岡県訓令
第十三号)の一部を次のように改正する。

「本 庁 出 先 機 関 本 庁 出 先 機 関」
教 育 庁 監 査 委 員 事 務 局 教 育 庁 監 査 委 員 事 務 局
人事委員会事務局 人事委員会事務局
人事委員会事務局 警察本部」
に改める。

第二号第六号中「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「及び福岡県人事委員会
事務局」を「福岡県人事委員会事務局及び福岡県警察の組織に関する規則(平成六年
福岡県公安委員会規則第二十四号)に規定する福岡県警察本部」に改める。

第十一条中「第六条第五号」を「第六条第四号」に改める。

附 則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号及び第十一条
の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第四号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県人事委員会訓令第四号

事 務 局

平成三十年四月六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第十項を次のように改める。

十 地方公務員法に基づく次の事務

1 第五十八条第三項の規定に基づく労働基準監督機関の職権行使に関し、第八条第七項の規定により、福岡労働局との間に協定を締結すること。

別表第一給与公平課の項第四十二項を第四十三項とし、第十項から第四十一項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

十 地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号に基づく次の事務

1 第三十八条の二第七項の規定により、禁止される要求又は依頼を受けたときの届出を受理すること。

2 第三十八条の三の規定により、規制違反行為を行った疑いがあると思料する旨の報告を受理すること。

3 第三十八条の四第一項の規定により、調査を行おうとする旨の通知を受理すること。

4 第三十八条の四第二項又は第三十八条の五第二項の規定により、調査経過報告を受理すること。

5 第三十八条の四第三項又は第三十八条の五第二項の規定により、調査結果報告を受理すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。